

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年7月12日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

世田谷区耐震改修促進計画改訂及び基礎調査業務委託

#### (2) 業務の目的

世田谷区は平成19年7月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）に基づき、耐震改修促進計画を策定し、令和2年度までを計画期間として住宅・建築物の各耐震化率を定めるとともに、普及啓発及び耐震支援制度を整備し、早期の耐震化率向上を推進してきたところである。

本計画の期間は、平成19年から令和2年度と定めているが、国による耐震改修促進法に基づく基本方針や東京都耐震改修促進計画改訂に向けた動向等、社会情勢の変化を捉え本計画に対する実施状況等に関する検証等を行い、令和3年度から令和7年度まで期間を定め計画を改訂するものである。

よって、本業務委託において計画の実施状況に関する調査・検証および計画の改訂についての検討を行い、「耐震改修促進計画」改訂案を作成する。

#### (3) 対象地域

世田谷区全域

#### (4) 事業内容

##### 基礎調査業務（令和元年度）

##### 耐震化の現状に関する調査等

住宅土地統計調査(平成30年度)、土地利用現況調査（平成28年度）、区資料（定期報告書）等を使い、耐震化状況を調査・分析し、耐震化率等を整理する。

##### 耐震化を促進する施策の評価・検証・検討

平成17年度より実施した耐震化を促進するための施策の利用状況について効果を検証し、問題点・課題等の整理を行う。昭和56年5月以前に旧耐震基準で建てられた建築物への支援制度継続の効果や、平成12年に木造住宅において大きく影響を与える法改正があったことから、平成12年5月までに建てられた木造住宅を支援制度の対象に加える効果、除却助成等の新たな制度を開始する効果等を検証する。検証した結果は、必要に応じて地理情報システム等を用い可視化を行なう。

##### 耐震化支援策や普及啓発方法の提案

耐震化を促進するための有効な施策や普及啓発方法の提案を行なう。

##### 他自治体との比較・分析

東京都、他自治体の支援制度等耐震化を促進するための施策について調査し、世田谷区との比較・検証・評価を行う。

定期報告・資料作成・議事録作成

上記の業務の進捗について区へ定期的に調査資料等により報告を行う(月1回程度)。また、定期報告での議事録を作成し、速やかに区へ提出する。

その他、区が指定した資料の作成

報告書の作成(中間)

令和元年度の業務をまとめ、報告書(中間)の作成を行う。

世田谷区耐震改修促進計画(骨子案)の作成

令和2年度の業務委託当初に必要となるため、骨子案を作成する。

令和元年度会議等の予定(詳細は資料2参照)

定期報告 7回程度

耐震改修促進計画改定業務(令和2年度)

耐震化施策の評価・検証・検討の修正

令和元年度行った耐震化施策の評価・検証・検討の報告書をもとに、関係所管との協議を行い、意見をもとに修正を行う。

パブリックコメント・関係所管との協議開催・事前打合せ・資料作成・議事録作成

パブリックコメント、関係所管との協議、事前打合せ(随時)、資料作成等、耐震改修促進計画案の作成にあたり必要な業務を実施する。また、議事録を作成し、速やかに区へ提出する。

耐震改修促進計画改定案の作成

上記を踏まえ、耐震改修促進計画について、骨子、素案、案の順に作成する。

その他、区が指定した資料等の作成

報告書の作成

委託期間を通して業務をまとめ、報告書の作成を行う。

令和2年度会議等の予定(詳細は資料2参照)

定期報告 11回程度

検討委員会、作業部会 8回程度

#### (5) 履行期間

契約日から令和3年3月19日(金)まで

(委託契約は年度ごとに行い、令和元年度の履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として、令和2年度の契約を行なう。令和元年度の履行期限は、令和2年3月20日(金)まで)

#### (6) 成果品

基礎調査業務(令和2年3月19日まで)

報告書(A4版) 5部

耐震改修促進計画 骨子案(A3版 1項程度) 3部

電子データ(CD-ROM) 1部

## 耐震改修促進計画策定業務（令和3年3月20日まで）

耐震改修促進計画（A4版 カラー - 50項程度）	500部
報告書（A4版）	3部
電子データ（CD-ROM）	1部

成果品は世田谷区に帰属するものとする。

電子データについては、ウイルスチェックを行い、チェックした日付および使用したソフト名およびバージョンをCD-Rに記載すること。

## 2. プロポーザルに参加できる者の資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (4) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること
- (5) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続きの申立てをしていないこと。
- (7) 過去10年間に東京都、都内区市、隣接県及び同県市内、その他世田谷区と同等以上の人口を有する他自治体のいずれかにおいて同様の業務を行った実績を有すること

## 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

参加資格が確認できた提出者には「プロポーザル招請通知」を送付し、参加資格が確認できなかった提案者には、確認できなかった旨を通知する。

## 4. 提案書を選定するための評価基準

### (1) 一次審査評価基準

審査項目	審査の視点
事業目的・内容の理解度	事業の目的達成に向けて、提案内容に独自の視点が盛り込まれた内容となっているか、区の現状把握の理解度が高いか、耐震化を促進するための有効な施策が提案されているか等により評価する。
業務の実施体制	当該業務を行うにあたり、実施体制が適切であるか評価する。
事業実績	同種・類似業務の受託実績があり、必要な専門知識や技術を有しているか評価する。
見積金額	見積もり金額が適切であるか評価する。

(2) 二次審査評価基準（プレゼンテーション及びヒアリング）

ヒアリングの評価 及び業務担当者の取 組み姿勢	～ に係るヒアリング評価及び、業務担当者の取組み姿勢について評価する。
-------------------------------	-------------------------------------

5. 手続き等

(1) 担当 防災街づくり担当部 防災街づくり課（第1庁舎4階47番窓口）

場所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2468

ファクシミリ：03-5432-3043

メールアドレス：SEA02067@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和元年7月12日(金)から7月25日(木) まで

（土日、祝日を除く8時30分から17時まで）

場 所：上記(1)

方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからもダウンロード可）

(3) 参加意思表明書の提出期間、提出先及び提出方法

提出期間：令和元年7月25日(木)まで

（土日、祝日を除く8時30分から17時まで）

提出場所：上記(1)

提出方法：持参又は郵送（Eメールおよびファクシミリ可）

提出書類： 参加表明書（様式1）

企業実績（様式2）

参加条件が確認できる関係書類の写し（一式）

様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し（一式）

(4) 提案書等の提出期間、提出先及び提出方法

本プロポーザルに応募する場合は、「世田谷区耐震改修促進計画改訂及び基礎調査業務委託プロポーザル説明書」を確認の上、以下のとおり関係書類を提出すること。

書類は返却しない。

提出期限：令和元年8月30日(金)17時必着

（土日を除く8時30分から17時まで）

提出場所：上記(1)

提出方法：持参又は郵送

提出書類

企画提案書（様式4）

業務実施体制（様式5）

予定技術者の経歴及び同種又は類似業務実績（様式 6、様式 7）  
業務内容及び企画提案（様式自由、A4 版 10 項以内）  
工程計画（様式自由）  
参考見積（様式自由、消費税込とし、年度ごとの内訳書を含む）  
会社概要（パンフレット等、様式自由）

（ 5 ）提出部数

【正本】 1 部（ ~ ）

【副本】 6 部（ ~ ）

提案書等は A 4 版で作成しファイル等に綴じて提出すること。

【副本】には提案者が特定できる法人名、氏名等は記載しないこと。

6 . その他

（ 1 ）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（ 2 ）契約保証金 免除

（ 3 ）契約書作成の要否 要

（ 4 ）当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

件名：耐震改修促進計画改定業務（令和 2 年度分）

（ 5 ）契約等について

- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・委託契約は年度ごとに行い、令和元年度の履行内容が良好と認められること、かつ本件委託に関わる予算案が区議会で議決され予算配当があることをそれぞれ条件とする。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

（ 6 ）個人情報保護については「電算業務の業務委託契約の特記事項」（資料 1）を遵守すること。

（ 7 ）参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。

（ 8 ）参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定の目的以外に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。